

資金決済に関する法律第二十條第一項に基づ
く前払式支払手段の払戻しの公告
この度、令和七年十二月二十五日で利用終
了しました大社商業協同組合発行の「大社町
共通商品券 出雲國藩札」につきまして、資
金決済に関する法律第二十條第一項の規定
に基づき、払戻しを行います。
未使用の「大社町共通商品券 出雲國藩札」
をお持ちのお客様は、令和八年一月十五日ま
で令和八年三月十九日までの間に、当組合
でお申し出いただきますようお願い申し上げ
ます。
なお、右期間内に申し出がない場合は、当
該払戻しの手続きから除外されます。
令和八年一月十五日
大社商業協同組合
島根県出雲市大社町杵築南一三四番地
電話 ○八五三一五三一・二四一六